

平成 28 年度

行 政 監 査 報 告 書

(契約事務について)

福 生 市 監 査 委 員

第1 監査の概要

- 1 監査の種類
地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査
- 2 監査のテーマ
契約事務について
- 3 監査の範囲
平成27年度事務執行分（一部平成26年度分を含む。）
- 4 実施期間
平成28年10月11日から平成28年12月21日まで
[説明聴取日 平成28年11月10日]
- 5 監査の方法
監査に当たっては、関係諸帳簿及び証書類等の閲覧及び関係職員からの説明聴取等により実施した。
- 6 監査の着眼点
契約事務が法令等に従い、適正に執行されているかについて、次の点に主眼を置き監査を実施した。
 - (1) 工事入札の応札状況について、辞退等が増加している中、適切に入札の機能が働いているか。
 - (2) 一者特命随意契約の適用について、その理由や根拠に妥当性があるか。
 - (3) 総合評価方式による契約について、根拠規程等に沿って適正に執行されているか。
 - (4) 最低制限価格の設定について、根拠規程等に沿って適正に執行されているか。

第2 調査事項

1 平成27年度入札辞退率等（表1）

※（ ）は平成24年度

	入札件数	入札参加者	辞退者	辞退率	不参加者 他	不参加等 率	不調件数
工 事	78件	452者	215者	47.6%	19者	4.2%	8件
	(46件)	(308者)	(104者)	(33.8%)	(13者)	(4.2%)	(1件)
委 託	99件	558者	52者	9.3%	32者	5.7%	4件
	(74件)	(393者)	(33者)	(8.4%)	(14者)	(3.6%)	(0)
借 上	20件	115者	60者	52.2%	8者	7.0%	3件
	(13件)	(67者)	(31者)	(46.3%)	(4者)	(6.0%)	(2件)
印 刷	1件	5者	0	—	0	—	0
	(4件)	(20者)	(3者)	(15.0%)	(0)	(—)	(1件)
電力需給	3件	33者	11者	33.3%	9者	27.3%	0
	(6件)	(23者)	(5者)	(21.7%)	(3者)	(13.0%)	(2件)
物品購入	17件	89者	12者	13.5%	6者	6.7%	0
	(16件)	(83者)	(9者)	(10.8%)	(7者)	(8.4%)	(0)

2 平成 27 年度落札率（表 2）

※（ ）は平成 24 年度 ※金額は税抜き

	予定価格総額	落札金額総額	総額落札率	個別平均落札率
工 事	4,400,975,447 円	4,331,445,410 円	98.4%	95.0%
	(1,420,022,700 円)	(1,126,400,500 円)	(79.3%)	(90.4%)
委 託	387,053,559 円	316,436,112 円	81.8%	86.1%
	(267,678,062 円)	(221,667,004 円)	(82.8%)	(89.3%)
借 上	198,092,000 円	178,863,200 円	90.3%	88.2%
	(53,515,000 円)	(47,277,000 円)	(88.3%)	(88.1%)
印 刷	1,722,000 円	1,718,000 円	99.8%	99.8%
	(5,710,220 円)	(3,828,870 円)	(67.1%)	(68.1%)
修 繕	—	—	—	—
	(1,890,000 円)	(1,890,000 円)	(100.0%)	(100.0%)
電力需給	109,219,050 円	83,970,246 円	76.9%	78.5%
	(106,764,964 円)	(95,133,952 円)	(89.1%)	(90.0%)
物品購入	38,114,796 円	31,747,240 円	83.3%	82.8%
	(41,464,809 円)	(39,606,530 円)	(95.5%)	(91.8%)

※総額落札率：予定価格総額に対する落札金額総額の落札率
 個別平均落札率：個々の契約の落札率の平均

第3 監査の結果

契約事務について監査したところ、おおむね適正に執行されていた。

なお、一部において更なる検討を要する事項が見受けられたので、要望も合わせて以下に記述する。

【意見・要望等】

1 工事入札の応札状況について

平成27年度の工事入札の応札状況については、表1のように平成24年度の状況に比べ、辞退、不参加等の割合が13.8ポイントも増加し、入札の不調となる件数も多数となっている。これらの主な要因は、技術者不足と積算超過とのことである。

また、表2の個別平均落札率も4.6ポイント増加し95%となっている。これらの背景には近年公共工事の発注が多数有り、業者にとっては工事を選べる状況で、応札して落札できれば受注し、できなければ外の多数ある工事を選択できる状況にあるためと考えられる。

入札については、入札参加者が少数でも競争性は確保されていると考えるが、とはいえ、本来は多くの業者が競争に参加し、最も有利な契約を結ぶことが望ましいことから、現状における入札状況の分析を深めるとともに、以下に記載する対策等を更に推し進められたい。

(1) 債務負担行為の活用

債務負担行為を活用して工期を複数年にし、発注時期を他の工事等と重ならない時期に設定することにより、技術者等の不足に対応する。

(2) 発注時期の平準化

工事等の発注時期を可能な限り年度を通じて平準化し、技術者等の不足に対応する。

(3) 入札日の複数日の設定

入札日を複数日設定し、業者が応札の機会を多く持てるようにする。

(4) 適切な設計変更

施工条件の変更に伴う適切な設計変更及び物価変動や労務単価改正に伴うスライド条項の適切な運用を図ることにより、応札しやすい環境をつくる。

(5) 入札時における内訳書の提出

入札時に内訳書を提出してもらうことにより、適正な積算を確認することができ、適正な業者の応札を促すことにつながる。

(6) 最低制限価格及び低入札調査基準価格の設定

最低制限価格及び低入札調査基準価格を設定することにより、適正な積算を行う業者の応札を促すことにつながる。

なお、(1) 債務負担行為の活用については、議会の議決を必要とすることから議会での慎重審議を期するため、その設定には議会での十分な審議を可能とするよう配慮することを要望する。

2 一者特命随意契約について

平成27年度中に締結をした180件の一者特命随意契約のうち、数事案を抽出して審査をしたが、その契約事務手続については、おおむね適正に執行されていた。

随意契約は一般競争入札を原則とする契約方法の特例であり、その対象が地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までに該当する場合に限られ、特に1者を特定して契約をする一者特命随意契約は、競争原理が働かず、契約者以外との比較が難しいことから、より一層の慎重な運用が求められる。

このようなことから、契約、特に一者特命随意契約の適用に当たっては、法令で定める趣旨に沿った取扱いを一層厳格に行い、契約内容をその都度精査するとともに、契約価格の適正性を検証する取組を強化し、随意契約制度の適切な運用に努められたい。

3 総合評価方式による契約について

平成26年4月から試行されている総合評価方式は、価格だけで落札者を決定してい

た従来の落札方式と異なり、価格のほかに、価格以外の要素、例えば、同種工事の施工実績や工事成績などの施工能力や地域精通度、地域・社会貢献度等を評価の対象に加え、総合的に評価し、価格と品質の両面から最も優れたものをもって落札者とするもので、公共工事の品質を高めることを目的としている。

実際に平成26、27年度の2か年度で行った2件の本方式による工事契約の工事成績評定は、通常の入札に比べ好成績となっており、よって公共工事の品質を高めることにつながることを確認できた。

ただし、本方式は、業者の入札事務手続の煩雑さによる入札への参加の敬遠から入札の不調につながる懸念があり、また、発注者についても入札準備事務の多大な負担等の課題もあることから、本方式を採用する案件は慎重に選定するとともに、入札事務手続の効率化も検討されたい。

なお、この総合評価方式における評価基準の一つの工事成績評定については、受注者にフィードバックすることにより、工事の品質向上及び受注者の指導育成につながることから更なる活用を要望する。

4 最低制限価格の設定について

平成26年4月から実施されている最低制限価格は、あらかじめ最低制限価格を設けて、最低制限価格を下回る価格の入札をした者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札をした者のうち最低の価格の入札をした者を落札者とするもので、公共工事の契約内容に適合した履行を確保することを目的としている。

平成26、27年度の2か年度で45件の入札案件に最低制限価格を設定し、5件10者が最低制限価格未満となり失格となっている。このことは、工事に必要な経費が適正に反映された金額で契約がなされ、当該工事の品質確保が図られたと考える。

現在の工事等の入札状況は、公共工事の発注が多数有り、入札価格も高止まりの傾向にあるが、この最低制限価格の設定については、公共工事の入札の過度な安値受注による工物品質の悪化、下請業者へのシワ寄せ、建設業の健全な発展の阻害等の防止となることから、今後も効果的に価格設定を図り工事の適正な履行を確保されたい。

第4 関係法令等（抜粋）

地方自治法施行令

（随意契約）

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号) 第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第二条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- 八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 九 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

福生市契約事務規則

第4章 随意契約

(随意契約の限度額)

第38条 施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき規則で定める予定価格の額は、契約の種類に応じ、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(特定の随意契約に係る手続)

第38条の2 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づき規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準、申請方法等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等契約の締結状況を公表すること。

(予定価格の決定)

第39条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ第16条の規定に準じ、予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴取)

第40条 随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書（電子入札案件にあつては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴さなければならない。

(見積書徴取の省略)

第41条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人と契約を締結するとき。
- (2) 法令により価格の定められている物品を購入するとき。
- (3) 1件の予定価格が3万円未満の工事、製造、修繕その他の請負契約（委託契約を含む。）

を締結するとき。

(4) 1件の予定価格が1万円未満の物品を購入するとき。

(5) 見積書を徴取できない特別の理由のあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、見積書を必要としないものと認められるとき。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第42条 第17条の規定は、随意契約の場合に準用する。

福生市特別簡易型総合評価一般競争入札の試行に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福生市（以下「市」という。）が発注する工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する特別簡易型総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価一般競争入札の対象となる工事は、一般競争入札を実施する工事のうち、予定価格が5千万円以上であって、公共工事の品質を確保するため、入札参加者の施工能力、施工実績、配置予定技術者の能力、地域精通度及び地域・社会貢献度（以下これらを「企業の施工能力等」という。）と入札価格とを総合的に評価することが妥当と認められるものの中から、市長が選定するものとする。

(学識経験者への意見聴取)

第3条 市長は、政令第167条の10の2第4項の規定により、総合評価一般競争入札における申込みに当たり、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとする場合には、あらかじめ学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）から意見を聴かなければならない。

2 意見を聴取する学識経験者は2人以上とし、市長が選任するものとする。

3 意見を聴取する学識経験者の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(落札者決定基準)

第4条 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者の決定方法その他必要な事項を定めるものとする。

(入札の公示)

第5条 市長は、総合評価一般競争入札を行うときは、入札参加資格要件と併せて、次に掲げる事項を公示するものとする。

(1) 総合評価一般競争入札の採用に関すること。

(2) 企業の施工能力等を審査するために必要な資料（以下「技術資料」という。）の提出に関すること。

(3) 落札者決定基準及び落札者の決定方法に関すること。

(4) 総合評価に関する評価結果の公表に関すること。

(5) 価格以外の評価結果についての疑義照会に関すること。

(6) 提出された資料に係る虚偽記載等があったときの取扱いに関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、総合評価一般競争入札を行う上で必要な事項

(技術資料の提出)

第6条 市長は、技術評価を行うため、総合評価一般競争入札の入札参加申込者が入札参加資格確認申請書を提出する際に、技術資料として次に掲げる資料の提出を求めるものとする。

- (1) 同種工事の施工実績に関する資料
- (2) 配置予定技術者の資格及び施工経験に関する資料
- (3) 地域・社会貢献度に関する資料
- (4) 前3号に定める資料のほか、必要と認める資料

2 入札参加申込者は、前項各号に掲げる技術資料を提出した後においては、当該提出資料の内容を変更することができない。

(競争参加資格の確認及び技術資料の評価)

第7条 市長は、総合評価一般競争入札の入札参加申込者から入札参加資格確認申請書及び技術資料の提出がされたときは、入札参加資格の審査を行うとともに、入札参加資格が確認された入札参加資格者の企業の施工能力等に係る評価項目に対する評価を行うものとする。

2 前項の評価の実施に当たっては、公正性、公平性及び的確性に十分配慮するものとする。

(総合評価の方法)

第8条 総合評価の方法は、入札参加者が提出した技術資料の各評価項目を点数化した得点の合計（以下「技術評価点」という。）に、当該入札者の入札価格から算出した価格評価点（以下「価格評価点」という。）を加えて得た数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

2 価格評価点及び技術評価点は、第4条に規定する落札者決定基準に基づいて算出するものとする。

(落札予定者の決定方法)

第9条 市長は、入札参加資格要件を満たし、かつ、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、前条第1項の規定により得られた評価値が最も高い者を落札予定者として決定する。ただし、落札予定者となるべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令第167条の10の2第2項の規定に基づき、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利な者を落札者とする。

- (1) 当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき。
- (2) 公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき又は、落札者となることが著しく不適當であると認めるとき。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札予定者を決定する。

(落札者の決定)

第10条 市長は、落札者決定基準に基づき、落札者を決定するものとする。この場合において、第3条第1項の規定による意見の聴取の際に、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定するときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定により落札者を決定したときは、当該落札者及び落札者とならなかった者に対し、その旨を通知するものとする。

(評価内容の担保)

第11条 市長は、入札参加者が提出した技術資料に虚偽の記載等明らかに悪質な行為があったと認めるときは、福生市競争入札参加資格者に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止その他の適切な措置を講ずるものとする。

2 前項に規定する事項は、入札説明書等に記載するものとする。

(秘密の保持)

第12条 入札参加者から提出された技術資料の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 入札参加の資格審査及び評価以外に使用しないものとする。ただし、当該技術資料を提出した者から承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 返却及び公表は、原則として行わないものとする。

(評価結果の公表)

第13条 市長は、総合評価一般競争入札により落札者を決定したときは、落札者及び落札者とならなかった者の評価結果について公表するものとする。

(落札者とならなかった者に対する理由の説明)

第14条 落札者とならなかった者は、市長に対し、その理由について書面により説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面により回答を行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

福生市工事請負契約最低制限価格設定基準

1 趣旨

この基準は、福生市が発注する工事の請負契約に係る競争入札において、福生市契約事務規則（平成18年規則第16号。以下「規則」という。）第29条第1項の規定に基づき最低制限価格を設定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事

この基準に基づき最低制限価格を設定する工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、規則第26条の規定に基づき、最低価格の入札者を落札者とせず、他の者を落札者として決定するときは、この限りでない。

(1) 予定価格（税込み）が1,000万円以上5,000万円未満の工事の請負契約のうち、競争入札に付すもの

(2) 予定価格（税込み）が130万円以上1,000万円未満の工事の請負契約に係る競争入札のうち、特に市長が必要と認めるもの

3 算定方法

最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（1円未満切捨て）の合計額（発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用を合算する。）に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。なお、その額は、1,000円未満切捨てるものとする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

4 特別な場合の措置

前項の規定にかかわらず、最低制限価格の算定ができないもの及び特別なものについては、予定価格の10分の9から10分の7の範囲内において、市長が別に定めることができる。

5 入札参加者への周知

最低制限価格を設定して入札を行う場合は、入札参加者に対し、次の事項を周知するものとする。

- (1) 最低制限価格を設定していること。
- (2) 最低制限価格を設定した入札において、入札価格が最低制限価格に満たない場合は、その者を失格とするとともに、再度入札に参加できないものとする。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成28年11月1日から実施する。